文書番号	
版 数	1
制定日	2019年4月1日
改訂日	2019年4月1日
実施開始日	2019年4月1日

モニタリング基準

頁		1/	/5	
承認	承	認	作	成

目次

1. 本書の目的2
1-1. 目的
1-2. 対象者 2
2. 定義 2
3. ICT 使用およびリモート接続に関わる情報セキュリティ目標2
4. ICT 使用およびリモート接続の教育受講状況モニタリング3
4-1. ICT 情報セキュリティ教育計画3
4-2. 対象者教育受講状況確認 3
4-3. 対象者教育理解状況確認 3
4-4. ICT 情報セキュリティ教育受講状況集計、分析・評価3
5. ICT 使用およびリモート接続に関する基準の遵守状況モニタリング4
5-1. ICT 情報セキュリティ自己点検計画4
5-2. ICT 情報セキュリティ自己点検の実施4
5-3. ICT 情報セキュリティ自己点検結果の集計、分析・評価4
6. リモート接続基準および ICT 使用基準の遵守状況レビュー 4
6-1. 教育受講状況、自己点検 結果報告 4
7. 例外事項 4
8. 罰則事項 4
改訂履歴表

文書番号	モニタリング基準	頁	2/5
------	----------	---	-----

1. 本書の目的

1-1.目的

本文書は、当社の ICT 情報セキュリティ維持に関する基準文書である。セキュリティ実施状況のモニタリングを行うことにより ICT 情報セキュリティの有効性を確認することを目的とする。

1-2. 対象者

モニタリングを実施するのは ICT 情報セキュリティ事務局である。ただし、教育や点検等の 実作業を対象部門の ICT 情報セキュリティ推進担当者に委ねることもできる。その場合も ICT 情報セキュリティ事務局 ICT 情報セキュリティ推進担当者の実施状況をフォローする。

2. 定義

- (1) 「当社」とは、池田糖化グループをいう。
- (2) 「従業員等」とは、当社の役員及びこれに準じる者並びに従業員(嘱託、パートタイマー、アルバイト、派遣社員及び当社の関係会社からの受入者を含む。)をいう。

3. ICT 使用およびリモート接続に関わる情報セキュリティ目標

- (1) 当社における情報セキュリティを維持していく ICT 情報セキュリティ目標とそれを実現する ための計画を企画し、その計画通り実施する。
- (2) この目標及び計画には、ICT 情報セキュリティを維持するためのモニタリングや分析はもち ろんのこと、ICT 使用およびリモート接続に関する基準の見直しや従業員等への普及・啓発 も考慮する。

文書番号 モニタリング基準 頁 3

4. ICT 使用およびリモート接続の教育受講状況モニタリング

ICT 情報セキュリティ事務局は、以下のとおり ICT 使用およびリモート接続に関する教育の受講状況をモニタリングする。

4-1. ICT 情報セキュリティ教育計画

- (1) 対象者、タイミング、教育内容について検討し、計画を立案する。 教育には以下のようなものがある。
 - ・ ICT 使用者教育(誓約書提出時および年1回)
 - ・ リモート接続使用者教育(リモート接続申請書提出時および年1回)
- (2) 保護すべき情報及び情報を保護するために実施されている管理策を考慮に入れて、計画する。

4-2. 対象者教育受講状況確認

- (1) 教育、訓練の実施状況に関して以下の記録を行う。
 - ・教育の実施日時
 - · 教育実施者 (講師)
 - ・教育の受講者
 - ・教育の内容(目次、コンテンツ等)
 - ・テストの内容

4-3. 対象者教育理解状況確認

(1) テスト結果を確認し記録する。

4-4. ICT 情報セキュリティ教育受講状況集計、分析・評価

- (1) 以下の項目について、集計、分析・評価を行う。
 - ・未受講者数
 - ・テスト結果
- (2) 上記結果を踏まえ、今後の教育品質向上のために課題を認識する

文書番号	モニタリング基準	頁	4/5
		1	1

5. ICT 使用およびリモート接続に関する基準の遵守状況モニタリング

ICT 情報セキュリティ事務局は、以下のとおり ICT 使用およびリモート接続に関する基準の 遵守状況をモニタリングする。

5-1. ICT 情報セキュリティ自己点検計画

- (1) 点検すべき事項、対象者、タイミング、点検内容について検討し、計画を立案する。
 - チェックリストを用いた点検
 - ・ IT 資産棚卸し
- (2) 保護すべき情報及び情報を保護するために実施されている管理策を考慮に入れて、計画する。

5-2. ICT 情報セキュリティ自己点検の実施

- (1) 自己点検実施前に、対象者、または対象部門の ICT 情報セキュリティ推進担当者に対し、実施内容と実施期間を通知する。
- (2) 期限までに報告のない者に対し、進捗を確認する。

5-3. ICT 情報セキュリティ自己点検結果の集計、分析・評価

- (1) 対象者、または ICT 情報セキュリティ推進担当者から提出された点検の結果を集計する。
- (2) 点検項目毎に実施状況を分析する。
 - 実施できている点
 - ・実施できていない点 など
- (3) 上記結果を踏まえ、今後の情報セキュリティ向上のために課題を把握する。

6. リモート接続基準および ICT 使用基準の遵守状況レビュー

6-1. 教育受講状況、自己点検 結果報告

- (1) ICT 情報セキュリティ担当役員に ICT 情報セキュリティ教育、ICT 情報セキュリティ自己点検の実施状況を報告する。
- (2) 各部からの要請で個別に教育を実施する場合も、4項と同等のモニタリングを行う。

7. 例外事項

業務都合等により本基準の遵守事項を守れない状況が発生した場合は、ICT 情報セキュリティ担当役員に報告し、例外の適用承認を受けること。

8. 罰則事項

本基準の遵守事項に違反した者は、その違反内容によっては罰則を課せられる場合がある。

文書番号	モニタリング基準	頁	5/5
------	----------	---	-----

改訂履歴表

版	数	制定·改訂日	実施日	改訂の概要 (改訂箇所、改訂内容、改訂理由等)	承 認	作成
	1	2019年4月1日	2019年4月1日	新規作成		